

東予地方局不法投棄防止対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 廃棄物の不法投棄を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、「東予地方局不法投棄防止対策推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進協議会は、「東予地方局不法投棄防止対策会議」において検討した次の事項にかかる対策を推進し、関係機関相互の活動の調整を行うものとする。

- (1) 不法投棄防止のための監視
- (2) 不法投棄防止に関する意識の啓発
- (3) 不法投棄物の処理
- (4) その他、不法投棄防止のための具体策の推進

(組織)

第3条 推進協議会は、次の各号に掲げる別表の者をもって組織し、地方局長が選任する。

- (1) 排出事業者を代表する者
- (2) 産業廃棄物処理業者を代表する者
- (3) 各所轄警察署を代表する者
- (4) 各所轄海上保安部（署）を代表する者
- (5) 東予地方局管内（今治支局管内を除く。）各市を代表する者
- (6) 県職員

2 委員の任期は、第7条の規定により推進協議会が解散する日までとする。

(会議)

第4条 推進協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。

(会長)

第5条 推進協議会に会長を置き、会長には健康福祉環境部長が当たる。

2 会長が事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 推進協議会に、第2条の対策の効率的な実施方法を検討するため、必要に応じて幹事会を置くものとする。

2 幹事は、委員の中から会長が指名するものとする。

(解散)

第7条 推進協議会は、その任務を達成したときに解散する。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、東予地方局健康福祉環境部環境保全課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月7日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 15 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

東予地方局不法投棄防止対策推進協議会委員

区 分	職 名
排出事業者（第 1 号）	愛媛県建設業協会四国中央支部事務局長 愛媛県建設業協会新居浜支部事務局長 愛媛県建設業協会西条支部資材委員長 四国中央商工会議所事務局長 新居浜商工会議所事務局長 西条商工会議所専務理事
産業廃棄物処理業者（第 2 号）	えひめ産業資源循環協会西条地区会長
管内警察署（第 3 号）	四国中央警察署生活安全課長 新居浜警察署生活安全課長 西条警察署生活安全課長 西条西警察署生活安全課長
管内海上保安部（第 4 号）	今治海上保安部警備救難課長 今治海上保安部三島川之江分室長 新居浜海上保安署地域防災対策官
管内市（第 5 号）	新居浜市廃棄物対策課長 西条市衛生課長 四国中央市生活環境課長
県職員（第 6 号）	地域産業振興部総務県民課長 地域産業振興部課税課長 農林水産振興部農業振興課長 農林水産振興部森林林業課長 東予家畜保健衛生所長 建設部管理課長 四国中央土木事務所用地管理課長 健康福祉環境部長 健康福祉環境部環境保全課長 四国中央保健所衛生環境課長